

様式コ- 出産前に申出する場合の書き方

健康保険 産前産後休業取得者 厚生年金保険 申出書(変更(終了)届)

令和 7 年 4 月 21 日提出

この届書を健康保険組合、年金事務所または事務センターへ提出する日を記入します。 ※産前産後休業期間中または、産後休業終了日から1か月以内の期間に提出します。

健康保険被保険者の記号・番号と厚生年金保険事業所整理記号・被保険者整理番号を必ず記入します。

健康保険組合分に個人番号の記入は不要です。

事業所整理記号	●●●●●●●●●●	健康保険被保険者の記号	●●●●●●●●●●
事業所所在地	〒 550 - 0021 大阪府大阪市西区川口●-●		
事業所名称	西プラ工業株式会社		
事業主氏名	健保 一郎		
電話番号	●●● (●●) ●●●●		

社会保険労務士記載欄
氏名等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。
変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A変更・B終了の必要項目を記入してください。

① 被保険者整理記号 健康保険被保険者の番号	●●●●●●●●●●	② 個人番号 [基礎年金番号] ※健康保険組合分に個人番号の記入は不要	●●●●●●●●●●
③ 被保険者氏名	ケンボ 健保	ハナコ 花子	④ 被保険者生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 0 7 0 5 2 7
⑤ 出産予定年月日	9.令和 0 7 0 4 3 0	⑥ 出産種別 0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。	0. 単胎
⑦ 産前産後休業開始年月日	9.令和 0 7 0 3 2 0	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和 0 7 0 6 2 5
⑨は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。			
⑨ 出産年月日	9.令和		
⑩ 産前産後休業の開始年月日および終了予定年月日を記入します。		⑪ 産前に産前産後休業期間を提出する場合は出産年月日の記入は不要です。	
A. 変更	⑫ 変更後の出産(予定)年月日	9.令和	⑬ 変更後の出産種別 0. 単胎 1. 多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。
	⑭ 産前産後休業開始年月日	9.令和	⑮ 産前産後休業終了予定年月日

出産予定年月日を記入します。当てはまる出産種別を○で囲みます。

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑯ 産前産後休業終了年月日	9.令和	年 月 日
-------	---------------	------	-------

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産日後56日の間に、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のことです。
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際の出産日が予定日と異なった場合は、再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「A.変更」欄に記入)を提出してください。休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始・終了年月日に変更になります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄に記入)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。

様式二 出産後に申出する場合の書き方

2 2 7 3

健康保険
厚生年金保険

産前産後休業取得者
申出書(変更(終了)届

令和 7 年 4 月 21 日提出

提出者記入欄

事業所整理記号	●●●●●●●●●●	健康保険被保険者の記号	●●●●
事業所所在地	〒 550 - 0021 大阪府大阪市西区川口●●●●		
事業所名称	西プラ工業株式会社		
事業主氏名	健保 一郎		
電話番号	●●● (●●) ●●●●		

この届書を健康保険組合、年金事務所または事務センターへ提出する日を記入します。
※産前産後休業期間中または、産後休業終了日から1か月以内の期間に提出します。

健康保険被保険者の記号・番号と厚生年金保険事業所整理記号・被保険者整理番号を必ず記入します。

社会保険労務士記載欄
氏名等

健康保険組合分に個人番号の記入は不要です。

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。

変更・終了の場合は、共通記載欄に産前産後休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A変更・B終了の必要項目を記入してください。

共通記載欄(取得申出)

① 被保険者整理記号 健康保険被保険者の番号	●●●●●●●●●●	② 個人番号 [基礎年金番号] ※健康保険組合分に個人番号の記入は不要	●●●●●●●●●●
③ 被保険者氏名	(フリガナ) ケンボ (氏) 健保	(名) ハナコ 花子	④ 被保険者生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和 0 7 0 5 2 7
⑤ 出産予定年月日	9.令和 0 7 0 4 3 0	⑥ 出産種別	0.単胎 1.多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。
⑦ 産前産後休業開始年月日	9.令和 0 7 0 3 2 0	⑧ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和 0 7 0 6 2 5
⑨は、この申出書を出産後に提出する場合のみ記入してください。			
⑨ 出産年月日	9.令和 0 7 0 4 2 0		
⑩ 備考	出産年月日を記入します。		

出産(予定)日・産前産後休業終了(予定)日を変更する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 変更

⑪ 変更後の出産(予定)年月日	9.令和 0 7 0 4 2 0	⑫ 変更後の出産種別	0.単胎 1.多胎 ※出産予定の子の人数が2人(双子)以上の場合に「1.多胎」を○で囲んでください。
⑬ 産前産後休業開始年月日	9.令和 0 7 0 3 1 0	⑭ 産前産後休業終了予定年月日	9.令和 0 7 0 6 1 5

予定より早く産前産後休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了

⑮ 産前産後休業終了年月日	9.令和	年	月	日
---------------	------	---	---	---

【出産予定日より前に出産した場合】
変更後の産前産後休業の開始年月日および終了予定年月日を記入します。
※開始年月日は業務についていない場合のみ遡ることができません。

【出産予定日より後に出産した場合】
変更後の終了予定年月日を記入します。
※産前の休業開始年月日は、⑦の開始年月日そのまま記入します。

- 産前産後休業期間とは、出産日以前42日(多胎妊娠の場合、妊娠または出産を理由として労務に従事しない期間のこと)
- この申出書を出産予定日より前に提出された場合で、実際再度『産前産後休業取得者変更届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄)を提出した場合、休業期間の基準日である出産年月日がずれることで、開始年月日・終了年月日を変更する必要があります。
- 産前産後休業取得申出時に記載した終了予定年月日より早く産休を終了した場合は、『産前産後休業終了届』(当届書の「共通記載欄」と「B.終了」欄)を提出してください。
- 保険料が免除となるのは、産前産後休業開始日の属する月分から、終了日翌日の属する月の前月分までとなります。